

福岡県公報

平成24年10月16日
第3438号

目次

告示 (第1735号 - 第1755号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 7

- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7
 - 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7
 - 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 8
- 公 告**
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 8

告 示

福岡県告示第1735号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	385号	柳川市西蒲池768番2先から 柳川市西蒲池880番3先まで

福岡県告示第1736号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

特定非営利活動法人ゆづるは

(2) 代表者の氏名

松尾 敦子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市御笠川五丁目6番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を有するものとその家族に対して、安心して生活できるようになるための、就労支援・就労の場の提供、余暇支援に関する事業を行い、生活年齢に見合った生活の自立及び安定、経済的・精神的向上、そして支援を必要とするものとその家族への生活の自己選択の幅を広げられるような地域福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1737号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字薦附3233番、3235番及び3236番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鹿児島県鹿児島市谷山港三丁目4番13号

株式会社 肥後産業

代表取締役社長 肥後貴哉

福岡県告示第1738号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字平田1791番1及び1791番27

2 開発許可を受けた者の住所及び代表者氏名

糟屋郡久山町大字久原2119番地1 アネックス美咲ヶ原101号

森山 豪夫

福岡県告示第1739号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福岡

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1740号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年9月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) イズミ新宮店
(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜土地区画整理事業5街区1号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年5月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,465平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
1階平面駐車場(建物西側)	124
2階建物屋上駐車場	112
合 計	236

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
建物南側	28
建物正面	62
建物正面	31
建物北側	98
合 計	219

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	83.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物北側	33.67

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イズミ	午前9時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物北側、建物西側及び建物南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時

福岡県告示第1741号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス福岡駅前店
(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業1街区1・2・3・4・5

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺住民の生活環境を損なわないよう、関係機関等と事前協議のうえ、事業を進めること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

周辺住民の生活環境を損なわないよう、関係機関等と事前協議のうえ、事業を進めること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクル等についての配慮

廃棄物等の保管施設については、収集、運搬が円滑に行える立地・施設であること。廃棄物の適正処理とともに、「廃棄物減量化及びリサイクルについての計画」を遵守していただきたい。

(4) 防災・防犯対策への協力

消防水利（大型の防火水槽）の確保。防犯については、防犯灯、防犯カメラの設置により安心安全な施設整備を関係機関等と協議のうえ、進めていただくこと。消防水利については、生活安全課と事前協議のうえ、設置すること。

(5) 騒音の発生に係る事項

環境基準を遵守し、周辺住民の生活環境を損なわないよう努めること。

(6) 街並みづくり等への配慮等

本施設が、道を挟んだ住宅地に及ぼす影響を最小限にするため、建築物等の用途の制限、外壁の後退距離、建物の高さの規制を地区整備計画で設定しており、近隣の住宅地への影響は少ないと考えているが、この地区整備計画の趣旨を踏まえ、遵守すること。

福岡県告示第1742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	安 谷 赤 谷 線	前	朝倉市佐田2833番4先から 朝倉市佐田1895番8先まで	6.0 ～ 36.0	1,595.0
			後	朝倉市佐田2833番4先から 朝倉市佐田1895番8先まで	6.0 ～ 35.1	1,595.0

福岡県告示第1743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安 谷 赤 谷 線	朝倉市佐田2513番1先から 朝倉市佐田2508番1先まで
朝倉	安 谷 赤 谷 線	朝倉市佐田1934番3先から 朝倉市佐田1941番4先まで
朝倉	安 谷 赤 谷 線	朝倉市佐田1940番3先から 朝倉市佐田1959番1先まで

福岡県告示第1744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	基 山 停車場 平等寺 筑紫野 線	前	筑紫野市大字山口2084番1 先から 筑紫野市大字山口2137番3 先まで	9.5 ～ 12.0	44.0
			後	筑紫野市大字山口2084番1 先から 筑紫野市大字山口2137番3 先まで	10.0 ～ 42.5	44.0

福岡県告示第1745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那珂	基 山 停車場 平等寺 筑紫野 線	筑紫野市大字山口2084番1先から 筑紫野市大字山口2137番3先まで

福岡県告示第1746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	三 瀬 上 陽 線	前	八女郡広川町大字水原4154 番1先から 八女郡広川町大字水原4602 番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			前	八女郡広川町大字水原4154 番1先から 八女郡広川町大字水原4602 番1先まで	9.0 ～ 81.6	1,452.3
			後	八女郡広川町大字水原4154 番1先から 八女郡広川町大字水原4602 番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			後	八女郡広川町大字水原4154 番1先から 八女郡広川町大字水原4602 番1先まで	9.0 ～ 81.6	1,452.3
			後	八女郡広川町大字水原4154 番1先から 八女郡広川町大字水原4602 番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,477.4
			後	八女郡広川町大字水原4154 番1先から 八女郡広川町大字水原4602 番1先まで	9.0 ～ 81.6	1,452.3

福岡県告示第1747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三潣上陽線	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4063番7先まで

福岡県告示第1748号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字畑29の20、29の21、29の36、29の37
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1749号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
大野城市大字牛頸667の20、667の85、667の86、670の18
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
667の85、670の18
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1750号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字篠栗字本谷568の4・569・570（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1751号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア三瀧店

(2) 所在地 福岡県久留米市三瀧町早津崎811番1号ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1752号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（畑地区）	平成21年1月16日

福岡県告示第1753号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字赤岩579の3、579の4
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1754号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字白岩1538の2、1538の3（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1755号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
糸島市二丈吉井字大山12の198
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
太宰府都市計画道路3・4・4号渡内家ノ前線
- 開催の日時及び場所
 - 日時
平成24年11月12日 午後7時から9時まで
 - 場所
太宰府市いきいき情報センター多目的ホール（太宰府市五条三丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 太宰府都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・4号渡内家ノ前線	（廃止する）	約2,450メートル

(2) 閲覧

平成24年10月16日から同月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び太宰府市都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成24年10月30日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。